

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
目次 (中略) Ⅱ 特定原子力施設の設計，設備 (中略) 2 特定原子力施設の構造及び設備，工事の計画 (中略) (以下、省略)	目次 (中略) Ⅱ 特定原子力施設の設計，設備 (中略) 2 特定原子力施設の構造及び設備，工事の計画 (中略) <u>2.51 ゼオライト土嚢等処理設備・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅱ-2-51-1</u> (以下、省略)	ゼオライト土嚢等処理 設備の反映

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.5 汚染水処理設備等）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
2.5 汚染水処理設備等 2.5.1 基本設計 （中略） 2.5.1.3 設計方針 （中略） 2.5.1.3.2 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設の設計方針 （1）貯蔵能力 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設は，汚染水処理設備，多核種除去設備，高性能多核種除去設備，モバイル式処理装置，増設多核種除去設備，サブドレン他浄化装置，高性能多核種除去設備検証試験装置，モバイル型ストロンチウム除去装置，RO濃縮水処理設備，第二モバイル型ストロンチウム除去装置，放水路浄化装置，5・6号機仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットで発生する放射性廃棄物を貯蔵できる容量とする。また，必要に応じて増設する。 （中略） （4）放射性物質の漏えい防止及び管理されない放出の防止 廃スラッジ貯蔵施設の機器等は，液体状の放射性物質の漏えいの防止及び所外への管理されない放出を防止するため，次の各項を考慮した設計とする。 a. 漏えいの発生を防止するため，機器等には設置環境や内部流体の性状等に応じた適切な材料を使用するとともに，タンク水位の検出器等を設ける。 b. 液体状の放射性物質が漏えいした場合は，漏えいの早期検出を可能にするとともに，漏えい液体の除去・回収を行えるようにする。 c. タンク水位，漏えい検知等の警報については，免震重要棟集中監視室及びシールド中央制御室（シールド中操）に表示し，異常を確実に運転員に伝え適切な措置をとれるようにする。 なお，セシウム吸着装置，第二セシウム吸着装置，第三セシウム吸着装置，高性能多核種除去設備，モバイル式処理装置，サブドレン他浄化装置，高性能多核種除去設備検証試験装置，RO濃縮水処理設備，第二モバイル型ストロンチウム除去装置，放水路浄化装置の使用済みの吸着塔，モバイル型ストロンチウム除去装置の使用済みのフィルタ及び吸着塔，多核種除去設備及び増設多核種除去設備の使用済みの吸着材を収容した高性能容器及び多核種除去設備にて発生する処理カラム，5・6号機仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットの使用済セシウム／ストロンチウム同時吸着塔は，内部の水を抜いた状態で貯蔵するため，漏えいの可能性はない。 （中略）	2.5 汚染水処理設備等 2.5.1 基本設計 （中略） 2.5.1.3 設計方針 （中略） 2.5.1.3.2 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設の設計方針 （1）貯蔵能力 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設は，汚染水処理設備，多核種除去設備，高性能多核種除去設備，モバイル式処理装置，増設多核種除去設備，サブドレン他浄化装置，高性能多核種除去設備検証試験装置，モバイル型ストロンチウム除去装置，RO濃縮水処理設備，第二モバイル型ストロンチウム除去装置，放水路浄化装置，5・6号機仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニット，<u>ゼオライト土嚢等処理設備</u>で発生する放射性廃棄物を貯蔵できる容量とする。また，必要に応じて増設する。 （中略） （4）放射性物質の漏えい防止及び管理されない放出の防止 廃スラッジ貯蔵施設の機器等は，液体状の放射性物質の漏えいの防止及び所外への管理されない放出を防止するため，次の各項を考慮した設計とする。 a. 漏えいの発生を防止するため，機器等には設置環境や内部流体の性状等に応じた適切な材料を使用するとともに，タンク水位の検出器等を設ける。 b. 液体状の放射性物質が漏えいした場合は，漏えいの早期検出を可能にするとともに，漏えい液体の除去・回収を行えるようにする。 c. タンク水位，漏えい検知等の警報については，免震重要棟集中監視室及びシールド中央制御室（シールド中操）に表示し，異常を確実に運転員に伝え適切な措置をとれるようにする。 なお，セシウム吸着装置，第二セシウム吸着装置，第三セシウム吸着装置，高性能多核種除去設備，モバイル式処理装置，サブドレン他浄化装置，高性能多核種除去設備検証試験装置，RO濃縮水処理設備，第二モバイル型ストロンチウム除去装置，放水路浄化装置の使用済みの吸着塔，モバイル型ストロンチウム除去装置の使用済みのフィルタ及び吸着塔，多核種除去設備及び増設多核種除去設備の使用済みの吸着材を収容した高性能容器及び多核種除去設備にて発生する処理カラム，5・6号機仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットの使用済セシウム／ストロンチウム同時吸着塔，<u>ゼオライト土嚢等処理設備で発生するゼオライト等保管容器</u>は，内部の水を抜いた状態で貯蔵するため，漏えいの可能性はない。 （中略）	ゼオライト土嚢等の処理に伴う追加 ゼオライト土嚢等の処理に伴う追加

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(6) 崩壊熱除去に対する考慮 a. 吸着塔，フィルタ，高性能容器及び処理カラムは，崩壊熱を大気に逃す設計とする。 (中略) (7) 可燃性ガスの滞留防止に対する考慮 吸着塔，フィルタ，高性能容器，処理カラム及び廃スラッジ貯蔵施設は，水の放射線分解により発生する可燃性ガスの滞留を防止でき，必要に応じて適切に排出できる設計とする (中略) 2.5.1.5 主要な機器 2.5.1.5.1 汚染水処理設備，貯留設備（タンク等）及び関連設備（移送配管，移送ポンプ等） (中略) (4) 淡水化装置（逆浸透膜装置，蒸発濃縮装置） 淡水化装置は，滞留水を原子炉注水に再使用するため，滞留水に含まれる塩分を除去することを目的に，逆浸透膜装置，蒸発濃縮装置で構成する。 (中略) 2.5.1.5.2 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設 (中略) (1) 使用済セシウム吸着塔保管施設 (中略)	(6) 崩壊熱除去に対する考慮 a. 吸着塔，フィルタ，高性能容器，<u> </u>処理カラム及び保管容器は，崩壊熱を大気に逃す設計とする。 (中略) (7) 可燃性ガスの滞留防止に対する考慮 吸着塔，フィルタ，高性能容器，処理カラム，<u>保管容器</u>及び廃スラッジ貯蔵施設は，水の放射線分解により発生する可燃性ガスの滞留を防止でき，必要に応じて適切に排出できる設計とする。 (中略) 2.5.1.5 主要な機器 2.5.1.5.1 汚染水処理設備，貯留設備（タンク等）及び関連設備（移送配管，移送ポンプ等） (中略) (4) 淡水化装置（逆浸透膜装置，蒸発濃縮装置） 淡水化装置は，滞留水を原子炉注水，<u>ゼオライト土嚢等処理設備</u>に再使用するため，滞留水に含まれる塩分を除去することを目的に，逆浸透膜装置，蒸発濃縮装置で構成する。 (中略) 2.5.1.5.2 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設 (中略) (1) 使用済セシウム吸着塔保管施設 (中略)	ゼオライト土嚢等の処理に伴う追加 ゼオライト土嚢等の処理に伴う追加 ゼオライト土嚢等の処理に伴う追加

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
b. 使用済セシウム吸着塔一時保管施設 使用済セシウム吸着塔一時保管施設は、セシウム吸着装置，第二セシウム吸着装置，第三セシウム吸着装置，モバイル式処理装置，高性能多核種除去設備，サブドレン他浄化装置，高性能多核種除去設備検証試験装置，RO 濃縮水処理設備及び第二モバイル型ストロンチウム除去装置，放水路浄化装置で発生する吸着塔，モバイル型ストロンチウム除去装置で発生するフィルタ及び吸着塔，多核種除去設備，増設多核種除去設備にて発生する二次廃棄物を収容する高性能容器及び多核種除去設備にて発生する処理カラム，5・6号機仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットで発生する使用済セシウム／ストロンチウム同時吸着塔の処理施設等が設置されるまでの間一時的に貯蔵を行う施設であり，吸着塔，フィルタ，高性能容器<u>及び</u>処理カラムを取り扱うための門型クレーン，遮へい機能を有するコンクリート製ボックスカルバート等により構成する。 （中略）	b. 使用済セシウム吸着塔一時保管施設 使用済セシウム吸着塔一時保管施設は，セシウム吸着装置，第二セシウム吸着装置，第三セシウム吸着装置，モバイル式処理装置，高性能多核種除去設備，サブドレン他浄化装置，高性能多核種除去設備検証試験装置，RO 濃縮水処理設備及び第二モバイル型ストロンチウム除去装置，放水路浄化装置で発生する吸着塔，モバイル型ストロンチウム除去装置で発生するフィルタ及び吸着塔，多核種除去設備，増設多核種除去設備にて発生する二次廃棄物を収容する高性能容器及び多核種除去設備にて発生する処理カラム，5・6号機仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットで発生する使用済セシウム／ストロンチウム同時吸着塔，<u>ゼオライト土嚢等処理設備で発生するゼオライト等保管容器</u>の処理施設等が設置されるまでの間一時的に貯蔵を行う施設であり，吸着塔，フィルタ，高性能容器，<u>処理カラム及び保管容器</u>を取り扱うための門型クレーン，遮へい機能を有するコンクリート製ボックスカルバート等により構成する。 （中略）	ゼオライト土嚢等の処理に伴う追加

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
2.5.2 基本仕様 2.5.2.1 主要仕様 （中略） 2.5.2.1.2 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設 （中略） (2) 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設） 吸着塔保管体数 544 体（セシウム吸着装置吸着塔，モバイル式処理装置吸着塔，サブドレン他浄化装置吸着塔，高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔，モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ・吸着塔，第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔，放水路浄化装置吸着塔，浄化ユニット吸着塔） （中略） (5) 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第四施設） 吸着塔保管体数 680 体（セシウム吸着装置吸着塔，モバイル式処理装置吸着塔，サブドレン他浄化装置吸着塔，高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ・吸着塔，第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔，放水路浄化装置吸着塔，浄化ユニット吸着塔） （中略）	2.5.2 基本仕様 2.5.2.1 主要仕様 （中略） 2.5.2.1.2 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設 （中略） (2) 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設） 吸着塔保管体数 544 体（セシウム吸着装置吸着塔，モバイル式処理装置吸着塔，サブドレン他浄化装置吸着塔，高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔，モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ・吸着塔，第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔，放水路浄化装置吸着塔，浄化ユニット吸着塔，<u>ゼオライト等保管容器</u>） （中略） (5) 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第四施設） 吸着塔保管体数 680 体（セシウム吸着装置吸着塔，モバイル式処理装置吸着塔，サブドレン他浄化装置吸着塔，高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ・吸着塔，第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔，放水路浄化装置吸着塔，浄化ユニット吸着塔，<u>ゼオライト等保管容器</u>） （中略）	ゼオライト土嚢等の処理に伴う追加 ゼオライト土嚢等の処理に伴う追加

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.5 汚染水処理設備等）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付資料－3 汚染水処理設備等に関する構造強度及び耐震性等の評価結果 （中略） 2. 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設 （中略） 2.2 評価結果 （中略） 2.2.2 使用済セシウム吸着塔一時保管施設 （中略） （2）耐震性評価 a. 転倒評価 地震による転倒モーメントと自重による安定モーメントを算出し、それらを比較することにより転倒評価を行った。なお、セシウム吸着装置吸着塔はそれを格納する各々の蓋付ボックスカルバートと吸着塔の評価，第二セシウム吸着装置吸着塔，第三セシウム吸着装置吸着塔，多核種除去設備処理カラム，高性能多核種除去設備吸着塔，RO 濃縮水処理設備吸着塔及びサブドレン他浄化装置吸着塔はそれを格納する各々の架台と合わせた評価を実施した。 （中略） b. 滑動評価 セシウム吸着装置吸着塔，モバイル式処理装置吸着塔，第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔，サブドレン他浄化装置吸着塔，高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔，モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ・吸着塔，浄化ユニット吸着塔については，ボックスカルバートとあわせ地震時の水平荷重によるすべり力と接地面の摩擦力を比較することにより，滑動評価を実施した。 （中略）	添付資料－3 汚染水処理設備等に関する構造強度及び耐震性等の評価結果 （中略） 2. 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設 （中略） 2.2 評価結果 （中略） 2.2.2 使用済セシウム吸着塔一時保管施設 （中略） （2）耐震性評価 a. 転倒評価 地震による転倒モーメントと自重による安定モーメントを算出し，それらを比較することにより転倒評価を行った。なお，セシウム吸着装置吸着塔<u>及びゼオライト等保管容器</u>はそれを格納する各々の蓋付ボックスカルバートと吸着塔の評価，第二セシウム吸着装置吸着塔，第三セシウム吸着装置吸着塔，多核種除去設備処理カラム，高性能多核種除去設備吸着塔，RO 濃縮水処理設備吸着塔及びサブドレン他浄化装置吸着塔はそれを格納する各々の架台と合わせた評価を実施した。 （中略） b. 滑動評価 セシウム吸着装置吸着塔，モバイル式処理装置吸着塔，第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔，サブドレン他浄化装置吸着塔，高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔，モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ・吸着塔，浄化ユニット吸着塔，<u>ゼオライト等保管容器</u>については，ボックスカルバートとあわせ地震時の水平荷重によるすべり力と接地面の摩擦力を比較することにより，滑動評価を実施した。 （中略）	ゼオライト土嚢等の処理に伴う追加 ゼオライト土嚢等の処理に伴う追加

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.5 汚染水処理設備等）														
変 更 前						変 更 後						変 更 理 由		
表－１６ 使用済セシウム吸着塔一時保管施設耐震評価結果（３／３）						表－１６ 使用済セシウム吸着塔一時保管施設耐震評価結果（３／３）						ゼオライト土嚢等の処理に伴う追加		
機器名称		評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位	機器名称		評価項目	水平震度	算出値		許容値	単位
高性能多核種除去設備※ ¹ （吸着塔（ステンレス製）２塔×２列及び架台）	転倒	0.36	9.0×10 ²	1.7×10 ³	kN・m	高性能多核種除去設備※ ¹ （吸着塔（ステンレス製）２塔×２列及び架台）	転倒	0.36	9.0×10 ²	1.7×10 ³	kN・m			
		0.60	1.4×10 ³											
	滑動 （ボルトせん断）	0.36	<0	77	kN		滑動 （ボルトせん断）	0.36	<0	77	kN			
		0.60	8											
第三セシウム吸着装置 （吸着塔５塔×２列及び架台）	転倒	0.36	2.0×10 ³	4.3×10 ³	kN・m	第三セシウム吸着装置 （吸着塔５塔×２列及び架台）	転倒	0.36	2.0×10 ³	4.3×10 ³	kN・m			
		0.60	3.3×10 ³											
	滑動 （ボルトせん断）	0.36	<0	77	kN		滑動 （ボルトせん断）	0.36	<0	77	kN			
		0.60	10											
浄化ユニット （吸着塔６塔及び架台）	転倒	0.36	1.6×10	5.3×10	kN・m	浄化ユニット （吸着塔６塔及び架台）	転倒	0.36	1.6×10	5.3×10	kN・m			
		0.60	2.6×10											
	滑動	0.36	0.36	0.40	－		滑動	0.36	0.36	0.40	－			
		0.60	0.60											
※ ¹ 第二セシウム吸着装置吸着塔，第三セシウム吸着装置吸着塔，多核種除去設備処理カラム，高性能多核種除去設備吸着塔，RO濃縮水処理設備吸着塔及びサブドレン他浄化装置吸着塔のうち，機器重量，重心高さが評価上最も厳しい高性能多核種除去設備吸着塔（ステンレス製）にて評価を実施						※ ¹ 第二セシウム吸着装置吸着塔，第三セシウム吸着装置吸着塔，多核種除去設備処理カラム，高性能多核種除去設備吸着塔，RO濃縮水処理設備吸着塔及びサブドレン他浄化装置吸着塔のうち，機器重量，重心高さが評価上最も厳しい高性能多核種除去設備吸着塔（ステンレス製）にて評価を実施								
						※ ² <u>ボックスカルバート２列×８行の評価である。</u>								

変 更 前						変 更 後						変 更 理 由																																						
表－１７ 使用済セシウム吸着塔一時保管施設すべり量評価結果 <table><tr><th>機器名称</th><th>評価項目</th><th>水平震度</th><th>算出値</th><th>許容値</th><th>単位</th></tr><tr><td>【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔</td><td>すべり量</td><td>0.60</td><td>93.3</td><td>494</td><td>mm</td></tr></table> ※使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）のうち，ボックスカルバート間の許容値が評価上最も厳しいセシウム吸着塔一時保管施設（第四施設）にて評価を実施 （以下、省略）													機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位	【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔	すべり量	0.60	93.3	494	mm	表－１７ 使用済セシウム吸着塔一時保管施設すべり量評価結果 <table><tr><th>機器名称</th><th>評価項目</th><th>水平震度</th><th>算出値</th><th>許容値</th><th>単位</th></tr><tr><td>【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔 ・<u>ゼオライト等保管容器</u></td><td>すべり量</td><td>0.60</td><td>93.3</td><td>494</td><td>mm</td></tr></table> ※使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）のうち，ボックスカルバート間の許容値が評価上最も厳しいセシウム吸着塔一時保管施設（第四施設）にて評価を実施 （以下、省略）													機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位	【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔 ・ <u>ゼオライト等保管容器</u>	すべり量	0.60	93.3	494	mm	ゼオライト土嚢等の処理に伴う追加
機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位																																													
【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔	すべり量	0.60	93.3	494	mm																																													
機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位																																													
【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔 ・ <u>ゼオライト等保管容器</u>	すべり量	0.60	93.3	494	mm																																													

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(現行記載なし)	<u>2.51 ゼオライト土嚢等処理設備</u> (新規追加) (以下、省略)	ゼオライト土嚢等処理設備の追加に伴い新規記載

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 （1）社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。 （中略） 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第6 8条（施設管理計画）に基づき実施する。 （1）所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 （中略） （6）サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。 （7）汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、<u>雨水処理設備等</u>及び<u>油処理装置</u>のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。 （8）プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。 （中略） （45）水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留並びにA L P S処理水の移送及び放出の運転計画に関する業務を行う。 （46）地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の設計、建設・設置、<u>運転管理及び</u>保守管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GM及び水処理設備技術GMが所管する業務を除く。）を行う。 （47）滞留水処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（水処理設備技術GM、地下水対策設備GM、多核種除去設備GM及び貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。 （中略）	（保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 （1）社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。 （中略） 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第6 8条（施設管理計画）に基づき実施する。 （1）所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 （中略） （6）サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。 （7）汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設及び<u>ゼオライト土嚢等処理設備</u>のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。 （8）プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。 （中略） （45）水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留並びにA L P S処理水の移送及び放出の運転計画に関する業務を行う。 （46）地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等の設計、建設・設置及び保守管理並びに油処理装置<u>及びゼオライト土嚢等処理設備</u>に係る機械設備の設計、建設・設置、保守管理<u>及び運転管理</u>に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GM及び水処理設備技術GMが所管する業務を除く。）を行う。<u>また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、ゼオライト土嚢等処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</u> （47）滞留水処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（水処理設備技術GM、地下水対策設備GM、多核種除去設備GM及び貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。 （中略）	ゼオライト土嚢等処理設備設置に伴う変更 雨水処理設備等及び油処理装置設置完了に伴う変更 ゼオライト土嚢等処理設備設置に伴う変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由																																																		
（汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理） 第４０条 各GMは、表４０－１に定める放射性廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた施設に貯蔵する。 （中略） 表４０－１ <table><tr><th>放射性廃棄物の種類</th><th>貯蔵施設</th><th>所管GM</th></tr><tr><td>除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）</td><td>造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設</td><td>滞留水処理設備GM</td></tr><tr><td>セシウム吸着装置吸着塔</td><td rowspan="6">使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設</td><td rowspan="6">多核種除去設備GM</td></tr><tr><td>第二セシウム吸着装置吸着塔</td></tr><tr><td>モバイル式処理装置吸着塔</td></tr><tr><td>放水路浄化装置吸着塔</td></tr><tr><td>モバイル型ストロンチウム除去装置で使用したフィルタ及び吸着塔</td></tr><tr><td>第二モバイル型ストロンチウム除去装置で使用した吸着塔</td></tr><tr><td>第三セシウム吸着装置吸着塔</td><td rowspan="9">使用済セシウム吸着塔一時保管施設</td><td rowspan="9"></td></tr><tr><td>サブドレン他浄化装置吸着塔</td></tr><tr><td>高性能多核種除去設備吸着塔</td></tr><tr><td>高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔</td></tr><tr><td>多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器</td></tr><tr><td>増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器</td></tr><tr><td>多核種除去設備処理カラム</td></tr><tr><td>RO濃縮水処理設備吸着塔</td></tr><tr><td></td></tr></table> （中略）	放射性廃棄物の種類	貯蔵施設	所管GM	除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）	造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設	滞留水処理設備GM	セシウム吸着装置吸着塔	使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設	多核種除去設備GM	第二セシウム吸着装置吸着塔	モバイル式処理装置吸着塔	放水路浄化装置吸着塔	モバイル型ストロンチウム除去装置で使用したフィルタ及び吸着塔	第二モバイル型ストロンチウム除去装置で使用した吸着塔	第三セシウム吸着装置吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設		サブドレン他浄化装置吸着塔	高性能多核種除去設備吸着塔	高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔	多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器	増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器	多核種除去設備処理カラム	RO濃縮水処理設備吸着塔		（汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理） 第４０条 各GMは、表４０－１に定める放射性廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた施設に貯蔵する。 （中略） 表４０－１ <table><tr><th>放射性廃棄物の種類</th><th>貯蔵施設</th><th>所管GM</th></tr><tr><td>除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）</td><td>造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設</td><td>滞留水処理設備GM</td></tr><tr><td>セシウム吸着装置吸着塔</td><td rowspan="6">使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設</td><td rowspan="6">多核種除去設備GM</td></tr><tr><td>第二セシウム吸着装置吸着塔</td></tr><tr><td>モバイル式処理装置吸着塔</td></tr><tr><td>放水路浄化装置吸着塔</td></tr><tr><td>モバイル型ストロンチウム除去装置で使用したフィルタ及び吸着塔</td></tr><tr><td>第二モバイル型ストロンチウム除去装置で使用した吸着塔</td></tr><tr><td>第三セシウム吸着装置吸着塔</td><td rowspan="9">使用済セシウム吸着塔一時保管施設</td><td rowspan="9"></td></tr><tr><td>サブドレン他浄化装置吸着塔</td></tr><tr><td>高性能多核種除去設備吸着塔</td></tr><tr><td>高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔</td></tr><tr><td>多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器</td></tr><tr><td>増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器</td></tr><tr><td>多核種除去設備処理カラム</td></tr><tr><td>RO濃縮水処理設備吸着塔</td></tr><tr><td>ゼオライト等保管容器</td></tr></table> （中略）	放射性廃棄物の種類	貯蔵施設	所管GM	除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）	造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設	滞留水処理設備GM	セシウム吸着装置吸着塔	使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設	多核種除去設備GM	第二セシウム吸着装置吸着塔	モバイル式処理装置吸着塔	放水路浄化装置吸着塔	モバイル型ストロンチウム除去装置で使用したフィルタ及び吸着塔	第二モバイル型ストロンチウム除去装置で使用した吸着塔	第三セシウム吸着装置吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設		サブドレン他浄化装置吸着塔	高性能多核種除去設備吸着塔	高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔	多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器	増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器	多核種除去設備処理カラム	RO濃縮水処理設備吸着塔	ゼオライト等保管容器	ゼオライト土嚢等処理設備設置に伴う変更
放射性廃棄物の種類	貯蔵施設	所管GM																																																		
除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）	造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設	滞留水処理設備GM																																																		
セシウム吸着装置吸着塔	使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設	多核種除去設備GM																																																		
第二セシウム吸着装置吸着塔																																																				
モバイル式処理装置吸着塔																																																				
放水路浄化装置吸着塔																																																				
モバイル型ストロンチウム除去装置で使用したフィルタ及び吸着塔																																																				
第二モバイル型ストロンチウム除去装置で使用した吸着塔																																																				
第三セシウム吸着装置吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設																																																			
サブドレン他浄化装置吸着塔																																																				
高性能多核種除去設備吸着塔																																																				
高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔																																																				
多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器																																																				
増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器																																																				
多核種除去設備処理カラム																																																				
RO濃縮水処理設備吸着塔																																																				
放射性廃棄物の種類	貯蔵施設	所管GM																																																		
除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）	造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設	滞留水処理設備GM																																																		
セシウム吸着装置吸着塔	使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設	多核種除去設備GM																																																		
第二セシウム吸着装置吸着塔																																																				
モバイル式処理装置吸着塔																																																				
放水路浄化装置吸着塔																																																				
モバイル型ストロンチウム除去装置で使用したフィルタ及び吸着塔																																																				
第二モバイル型ストロンチウム除去装置で使用した吸着塔																																																				
第三セシウム吸着装置吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設																																																			
サブドレン他浄化装置吸着塔																																																				
高性能多核種除去設備吸着塔																																																				
高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔																																																				
多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器																																																				
増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器																																																				
多核種除去設備処理カラム																																																				
RO濃縮水処理設備吸着塔																																																				
ゼオライト等保管容器																																																				

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第１編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
附 則 <u>附則（令和７年９月２５日 原規規発第 2509254 号） （施行期日） 第１条 この規定は、令和７年１０月３日から施行する。</u> 附則（令和７年９月８日 原規規発第 2509082 号） （施行期日） 第１条 ２．第６０条及び第６１条については、１号炉原子炉建屋５階のエリアモニタ設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （中略） 附則（令和６年４月２２日 原規規発第 2404223 号） （施行期日） 第１条 ２．添付１（管理区域図）の全体図及び添付２（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 <u>附則（令和５年３月７日 原規規発第 2303075 号） （施行期日） 第１条 ２．添付２（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u> 附則（令和５年２月２１日 原規規発第 2302212 号） （施行期日） 第１条 ２．第４２条の２の表４２の２－１における固体廃棄物貯蔵庫第１０棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第１０棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 ３．添付１（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第１０棟の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第１０棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （以下、省略）	附 則 <u>附則（ （施行期日） 第１条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から１０日以内に施行する。 ２．第５条及び第４０条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u> 附則（令和７年９月８日 原規規発第 2509082 号） （施行期日） 第１条 ２．第６０条及び第６１条については、１号炉原子炉建屋５階のエリアモニタ設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （中略） 附則（令和６年４月２２日 原規規発第 2404223 号） （施行期日） 第１条 ２．添付１（管理区域図）の全体図及び添付２（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和５年２月２１日 原規規発第 2302212 号） （施行期日） 第１条 ２．第４２条の２の表４２の２－１における固体廃棄物貯蔵庫第１０棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第１０棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 ３．添付１（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第１０棟の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第１０棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （以下、省略）	ゼオライト土嚢等処理設備設置に伴う変更 瓦礫類一時保管エリアの変更完了に伴う記載削除 （令和５年３月３０日変更実施）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 （1）社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。 （中略） 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。 （1）所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 （中略） （6）サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。 （7）汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、<u>雨水処理設備等</u>及び<u>油処理装置</u>のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。 （8）プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。 （中略） （45）水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留並びにALPS処理水の移送及び放出の運転計画に関する業務を行う。 （46）地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の設計、建設・設置、<u>運転管理及び保守管理</u>に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GM及び水処理設備技術GMが所管する業務を除く。）を行う。 （47）滞留水処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（水処理設備技術GM、地下水対策設備GM、多核種除去設備GM及び貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。 （中略）	（保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 （1）社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。 （中略） 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。 （1）所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 （中略） （6）サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。 （7）汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設及び<u>ゼオライト土嚢等処理設備</u>のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。 （8）プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。 （中略） （45）水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留並びにALPS処理水の移送及び放出の運転計画に関する業務を行う。 （46）地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理並びに油処理装置<u>及びゼオライト土嚢等処理設備</u>に係る機械設備の設計、建設・設置、保守管理<u>及び運転管理</u>に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GM及び水処理設備技術GMが所管する業務を除く。）を行う。<u>また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、ゼオライト土嚢等処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</u> （47）滞留水処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（水処理設備技術GM、地下水対策設備GM、多核種除去設備GM及び貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。 （中略）	ゼオライト土嚢等処理設備設置に伴う変更 雨水処理設備等及び油処理装置設置完了に伴う変更 ゼオライト土嚢等処理設備設置に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第２編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
附 則 <u>附則（令和７年９月２５日 原規規発第 2509254 号） （施行期日） 第１条 この規定は，令和７年１０月３日から施行する。</u> 附則（令和７年３月２８日 原規規発第 2503282 号） （施行期日） 第１条 ２．添付１（管理区域図）の全体図及び添付２（管理対象区域図）の全体図については，それぞれの区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 （中略） 附則（令和６年４月２２日 原規規発第 2404223 号） （施行期日） 第１条 ２．添付１（管理区域図）の全体図及び添付２（管理対象区域図）の全体図の変更は，化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 <u>附則（令和５年３月７日 原規規発第 2303075 号） （施行期日） 第１条 ２．添付２（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は，それぞれの区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。</u> 附則（令和５年２月２１日 原規規発第 2302212 号） （施行期日） 第１条 ２．第８９条の表８９－１における固体廃棄物貯蔵庫第１０棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については，固体廃棄物貯蔵庫第１０棟の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。 ３．添付１（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第１０棟の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第１０棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 （以下，省略）	附 則 <u>附則（ （施行期日） 第１条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から１０日以内に施行する。 ２．第５条のうち，ゼオライト土嚢等処理設備については，ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</u> 附則（令和７年３月２８日 原規規発第 2503282 号） （施行期日） 第１条 ２．添付１（管理区域図）の全体図及び添付２（管理対象区域図）の全体図については，それぞれの区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 （中略） 附則（令和６年４月２２日 原規規発第 2404223 号） （施行期日） 第１条 ２．添付１（管理区域図）の全体図及び添付２（管理対象区域図）の全体図の変更は，化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 附則（令和５年２月２１日 原規規発第 2302212 号） （施行期日） 第１条 ２．第８９条の表８９－１における固体廃棄物貯蔵庫第１０棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については，固体廃棄物貯蔵庫第１０棟の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。 ３．添付１（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第１０棟の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第１０棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 （以下，省略）	ゼオライト土嚢等処理設備設置に伴う変更 瓦礫類一時保管エリアの変更完了に伴う記載削除 （令和５年３月３０日変更実施）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
2.1 放射性廃棄物等の管理 （中略） 2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理 （中略） 2.1.3.3 対象となる放射性廃棄物と管理方法 （中略） （1）発生源 1. 使用済セシウム吸着塔一時保管施設 セシウム吸着装置吸着塔，第二セシウム吸着装置吸着塔，第三セシウム吸着装置吸着塔，高性能容器，処理カラム，高性能多核種除去設備吸着塔は，セシウム吸着塔一時保管施設において静的に貯蔵している。使用済みの吸着材を収容する高性能容器，及び，使用済みの吸着材を収容する処理カラムは，セシウム等の主要核種を吸着塔内のゼオライト等に化学的に吸着させ，吸着塔内の放射性物質が漏えいし難い構造となっている。高性能容器は，圧縮活性炭高性能フィルタを介したベント孔を設けており，放射性物質の漏えいを防止している。また，保管中の温度上昇等を考慮しても吸着材の健全性に影響を与えるものでは無いため，吸着材からの放射性物質の離脱は無いものと評価している。このため，放射性物質の追加的放出は極めて小さいと評価している。 （以下、省略）	2.1 放射性廃棄物等の管理 （中略） 2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理 （中略） 2.1.3.3 対象となる放射性廃棄物と管理方法 （中略） （1）発生源 1. 使用済セシウム吸着塔一時保管施設 セシウム吸着装置吸着塔，第二セシウム吸着装置吸着塔，第三セシウム吸着装置吸着塔，高性能容器，処理カラム，高性能多核種除去設備吸着塔及びゼオライト等保管容器は，セシウム吸着塔一時保管施設において静的に貯蔵している。使用済みの吸着材を収容する高性能容器，及び，使用済みの吸着材を収容する処理カラムは，セシウム等の主要核種を吸着塔内のゼオライト等に化学的に吸着させ，吸着塔内の放射性物質が漏えいし難い構造となっている。高性能容器は，圧縮活性炭高性能フィルタを介したベント孔を設けており，放射性物質の漏えいを防止している。また，保管中の温度上昇等を考慮しても吸着材の健全性に影響を与えるものでは無いため，吸着材からの放射性物質の離脱は無いものと評価している。このため，放射性物質の追加的放出は極めて小さいと評価している。 （以下、省略）	ゼオライト土嚢等処理設備の反映

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（別冊 5 汚染水処理設備等に係る補足説明）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
I 汚染水処理設備等の構造強度及び耐震性について （中略） 2. 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設 （中略） 2.2. 評価結果 （中略） 2.2.2. 使用済セシウム吸着塔一時保管施設 （中略） (2) 耐震性評価 （中略） d. 転倒評価 地震による転倒モーメントと自重による安定モーメントを算出し、それらを比較することにより転倒評価を行った。なお、セシウム吸着装置吸着塔はそれを格納する各々の蓋付ボックスカルバートと吸着塔の評価，第二セシウム吸着装置吸着塔，第三セシウム吸着装置吸着塔，多核種除去設備処理カラム，高性能多核種除去設備吸着塔，R0 濃縮水処理設備吸着塔及びサブドレン他浄化装置吸着塔はそれを格納する各々の架台と合わせた評価を実施した。多核種除去設備高性能容器（第三施設）はそれを格納するボックスカルバートと合わせて高性能容器 96 基とボックスカルバート 36 基での評価を実施した。また，モバイル式処理装置は吸着塔の評価，モバイル型ストロンチウム除去装置はフィルタ，吸着塔及び架台の評価，サブドレン他浄化装置，高性能多核種除去設備検証試験装置については，吸着塔及び架台の評価を実施した。 （中略） 表－3 7－5 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（1／5） （中略） 表－3 7－5 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（2／5） （中略）	I 汚染水処理設備等の構造強度及び耐震性について （中略） 2. 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設 （中略） 2.2. 評価結果 （中略） 2.2.2. 使用済セシウム吸着塔一時保管施設 （中略） (2) 耐震性評価 （中略） d. 転倒評価 地震による転倒モーメントと自重による安定モーメントを算出し、それらを比較することにより転倒評価を行った。なお，セシウム吸着装置吸着塔<u>及びゼオライト等保管容器</u>はそれを格納する各々の蓋付ボックスカルバートと吸着塔の評価，第二セシウム吸着装置吸着塔，第三セシウム吸着装置吸着塔，多核種除去設備処理カラム，高性能多核種除去設備吸着塔，R0 濃縮水処理設備吸着塔及びサブドレン他浄化装置吸着塔はそれを格納する各々の架台と合わせた評価を実施した。多核種除去設備高性能容器（第三施設）はそれを格納するボックスカルバートと合わせて高性能容器 96 基とボックスカルバート 36 基での評価を実施した。また，モバイル式処理装置は吸着塔の評価，モバイル型ストロンチウム除去装置はフィルタ，吸着塔及び架台の評価，サブドレン他浄化装置，高性能多核種除去設備検証試験装置については，吸着塔及び架台の評価を実施した。 （中略） 表－3 7－5 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（1／<u>6</u>） （中略） 表－3 7－5 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（2／<u>6</u>） （中略）	ゼオライト土嚢等の処理に伴う追加 表追加に伴う修正 表追加に伴う修正

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（別冊 5 汚染水処理設備等に係る補足説明）																																						
変 更 前		変 更 後							変 更 理 由																													
表－３７－５ 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（３／５） （中略） 表－３７－５ 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（４／５） （中略） 表－３７－５ 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（５／５） （中略） （中略） e. 滑動評価 セシウム吸着装置吸着塔，モバイル式処理装置吸着塔，サブドレン他浄化装置吸着塔，高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔，モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ・吸着塔，多核種除去設備高性能容器（第三施設）については，ボックスカルバートとあわせ地震時の水平荷重によるすべり力と接地面の摩擦力を比較することにより，滑動評価を実施した。評価の結果，地震時の水平荷重によるすべり力は接地面の摩擦力より小さいことから，滑動しないことを確認した（表－３８）。なお，水平震度を 0.60 まで拡張した評価では，地震時の水平荷重によるすべり力が設置面の摩擦力より大きくなり，滑動する結果となったことから，別途すべり量の評価を実施した。 （中略）		表－３７－５ 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（３／ <u>6</u> ） （中略） 表－３７－５ 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（４／ <u>6</u> ） （中略） 表－３７－５ 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（５／ <u>6</u> ） （中略） <u>表－３７－５ 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（６／６）</u> <table><tr><th colspan="2">機器名称</th><th>数量</th><th>m / w</th><th>H [m]</th><th>L [m]</th><th>水平 震度</th><th>M₁ [kN・m]</th><th>M₂ [kN・m]</th></tr><tr><td rowspan="3"><u>ゼオライト等保管容器</u> ※1 （保管容器 32 塔及び ボックスカルバート 16 基）</td><td><u>保管容器</u></td><td>32</td><td><u>214.8 [kN]</u></td><td><u>1.7</u></td><td rowspan="3">3.406</td><td rowspan="2">0.36</td><td><u>9,208 → 9.3×10³</u></td><td rowspan="3"><u>41,003 → 4.1×10⁴</u></td></tr><tr><td><u>ボックスカルバート</u></td><td>16</td><td><u>228.6 [kN]</u></td><td><u>1.98</u></td><td></td></tr><tr><td><u>ボックスカルバート蓋</u></td><td>16</td><td><u>94.2 [kN]</u></td><td><u>4.412</u></td><td>0.60</td><td><u>15,347 → 1.6×10⁴</u></td></tr></table> <u>※1：ボックスカルバート 2 列× 8 行の評価である。</u> （中略） e. 滑動評価 セシウム吸着装置吸着塔，モバイル式処理装置吸着塔，サブドレン他浄化装置吸着塔，高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔，モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ・吸着塔，多核種除去設備高性能容器（第三施設）， <u>ゼオライト等保管容器</u> については，ボックスカルバートとあわせ地震時の水平荷重によるすべり力と接地面の摩擦力を比較することにより，滑動評価を実施した。評価の結果，地震時の水平荷重によるすべり力は接地面の摩擦力より小さいことから，滑動しないことを確認した（表－３８）。なお，水平震度を 0.60 まで拡張した評価では，地震時の水平荷重によるすべり力が設置面の摩擦力より大きくなり，滑動する結果となったことから，別途すべり量の評価を実施した。 （中略）							機器名称		数量	m / w	H [m]	L [m]	水平 震度	M ₁ [kN・m]	M ₂ [kN・m]	<u>ゼオライト等保管容器</u> ※1 （保管容器 32 塔及び ボックスカルバート 16 基）	<u>保管容器</u>	32	<u>214.8 [kN]</u>	<u>1.7</u>	3.406	0.36	<u>9,208 → 9.3×10³</u>	<u>41,003 → 4.1×10⁴</u>	<u>ボックスカルバート</u>	16	<u>228.6 [kN]</u>	<u>1.98</u>		<u>ボックスカルバート蓋</u>	16	<u>94.2 [kN]</u>	<u>4.412</u>	0.60	<u>15,347 → 1.6×10⁴</u>	表追加に伴う修正 <
機器名称		数量	m / w	H [m]	L [m]	水平 震度	M ₁ [kN・m]	M ₂ [kN・m]																														
<u>ゼオライト等保管容器</u> ※1 （保管容器 32 塔及び ボックスカルバート 16 基）	<u>保管容器</u>	32	<u>214.8 [kN]</u>	<u>1.7</u>	3.406	0.36	<u>9,208 → 9.3×10³</u>	<u>41,003 → 4.1×10⁴</u>																														
	<u>ボックスカルバート</u>	16	<u>228.6 [kN]</u>	<u>1.98</u>																																		
	<u>ボックスカルバート蓋</u>	16	<u>94.2 [kN]</u>	<u>4.412</u>		0.60	<u>15,347 → 1.6×10⁴</u>																															

変 更 前						変 更 後						変 更 理 由	
f. すべり量評価						f. すべり量評価						ゼオライト土嚢等の処理に伴う追加	
(中略)						(中略)							
表－３７－６ 使用済セシウム吸着塔一時保管施設耐震評価結果（３／３）						表－３７－６ 使用済セシウム吸着塔一時保管施設耐震評価結果（３／３）							
機器名称		評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位	機器名称		評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位
高性能多核種除去設備※ （吸着塔（ステンレス製）６塔×３列及び架台）	転倒		0.36	3.7×10 ³	1.5×10 ⁴	kN・m	高性能多核種除去設備※ ¹ （吸着塔（ステンレス製）６塔×３列及び架台）	転倒		0.36	3.7×10 ³	1.5×10 ⁴	kN・m
			0.60	6.2×10 ³									
	滑動 （ボルトせん断）		0.36	<0	38	kN		滑動 （ボルトせん断）		0.36	<0	38	kN
			0.60	7									
高性能多核種除去設備※ （吸着塔（ステンレス製）６塔×２列及び架台）	転倒		0.36	2.5×10 ³	6.6×10 ³	kN・m	高性能多核種除去設備※ ¹ （吸着塔（ステンレス製）６塔×２列及び架台）	転倒		0.36	2.5×10 ³	6.6×10 ³	kN・m
			0.60	4.1×10 ³					滑動 （ボルトせん断）		0.36		
	滑動 （ボルトせん断）		0.36	<0	38	kN		滑動 （ボルトせん断）			0.60	7	
			0.60	7									
高性能多核種除去設備※ （吸着塔（ステンレス製）３塔×２列及び架台）	転倒		0.36	1.3×10 ³	3.3×10 ³	kN・m	高性能多核種除去設備※ ¹ （吸着塔（ステンレス製）３塔×２列及び架台）	転倒		0.36	1.3×10 ³	3.3×10 ³	kN・m
			0.60	2.1×10 ³					滑動 （ボルトせん断）		0.36		
	滑動 （ボルトせん断）		0.36	<0	38	kN		滑動 （ボルトせん断）			0.60	6	
			0.60	6									
高性能多核種除去設備※ （吸着塔（ステンレス製）３塔×３列及び架台）	転倒		0.36	1.9×10 ³	7.6×10 ³	kN・m	高性能多核種除去設備※ ¹ （吸着塔（ステンレス製）３塔×３列及び架台）	転倒		0.36	1.9×10 ³	7.6×10 ³	kN・m
			0.60	3.1×10 ³					滑動 （ボルトせん断）		0.36		
	滑動 （ボルトせん断）		0.36	<0	38	kN		滑動 （ボルトせん断）			0.60	6	
			0.60	6									
高性能多核種除去設備※ （吸着塔（ステンレス製）２塔×２列及び架台）	転倒		0.36	9.0×10 ²	1.7×10 ³	kN・m	高性能多核種除去設備※ ¹ （吸着塔（ステンレス製）２塔×２列及び架台）	転倒		0.36	9.0×10 ²	1.7×10 ³	kN・m
			0.60	1.4×10 ³					滑動 （ボルトせん断）		0.36		
	滑動 （ボルトせん断）		0.36	<0	77	kN		滑動 （ボルトせん断）			0.60	8	
			0.60	8									
第三セシウム吸着装置 （吸着塔 5 塔×2 列及び架台）	転倒		0.36	2.0×10 ³	4.3×10 ³	kN・m	第三セシウム吸着装置 （吸着塔 5 塔×2 列及び架台）	転倒		0.36	2.0×10 ³	4.3×10 ³	kN・m
			0.60	3.3×10 ³					滑動 （ボルトせん断）		0.60		
	滑動 （ボルトせん断）		0.36	<0	77	kN		滑動 （ボルトせん断）			0.36	<0	77
			0.60	10									
※第二セシウム吸着装置吸着塔，第三セシウム吸着装置吸着塔，多核種除去設備処理カラム，高性能多核種除去設備吸着塔及びRO濃縮水処理設備吸着塔のうち，機器重量，重心高さが評価上最も厳しい高性能多核種除去設備吸着塔（ステンレス製）にて評価を実施						※ ¹ 第二セシウム吸着装置吸着塔，第三セシウム吸着装置吸着塔，多核種除去設備処理カラム，高性能多核種除去設備吸着塔及びRO濃縮水処理設備吸着塔のうち，機器重量，重心高さが評価上最も厳しい高性能多核種除去設備吸着塔（ステンレス製）にて評価を実施							
						※ ² ボックスカルバート 2 列×8 行の評価である。							

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由																																				
表－３８ 使用済セシウム吸着塔一時保管施設すべり量評価結果 <table><tr><th>機器名称</th><th>評価項目</th><th>水平震度</th><th>算出値</th><th>許容値</th><th>単位</th></tr><tr><td>【セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔</td><td>すべり量</td><td>0.60</td><td>93.3</td><td>494</td><td>mm</td></tr><tr><td>ボックスカルバート</td><td>すべり量</td><td>0.60</td><td>57.5</td><td>400</td><td>mm</td></tr></table> ※セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）のうち，ボックスカルバート間の許容値が評価上最も厳しいセシウム吸着塔一時保管施設（第四施設）にて評価を実施 （以下、省略）	機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位	【セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔	すべり量	0.60	93.3	494	mm	ボックスカルバート	すべり量	0.60	57.5	400	mm	表－３８ 使用済セシウム吸着塔一時保管施設すべり量評価結果 <table><tr><th>機器名称</th><th>評価項目</th><th>水平震度</th><th>算出値</th><th>許容値</th><th>単位</th></tr><tr><td>【セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 <u>・ゼオライト等保管容器</u></td><td>すべり量</td><td>0.60</td><td>93.3</td><td>494</td><td>mm</td></tr><tr><td>ボックスカルバート</td><td>すべり量</td><td>0.60</td><td>57.5</td><td>400</td><td>mm</td></tr></table> ※セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）のうち，ボックスカルバート間の許容値が評価上最も厳しいセシウム吸着塔一時保管施設（第四施設）にて評価を実施 （以下、省略）	機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位	【セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 <u>・ゼオライト等保管容器</u>	すべり量	0.60	93.3	494	mm	ボックスカルバート	すべり量	0.60	57.5	400	mm	ゼオライト土嚢等の処理に伴う追加
機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位																																	
【セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔	すべり量	0.60	93.3	494	mm																																	
ボックスカルバート	すべり量	0.60	57.5	400	mm																																	
機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位																																	
【セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 <u>・ゼオライト等保管容器</u>	すべり量	0.60	93.3	494	mm																																	
ボックスカルバート	すべり量	0.60	57.5	400	mm																																	